第8回 八王子市市民参加推進審議会(第7期) 会議録

| 会 | 議名 | | | 第8回 八王子市市民参加推進審議会(第7期) |
|----|---------|----------|----|------------------------------------|
| 日 | | | 時 | 令和4年(2022年)10月5日(水)午後6時30分~午後8時00分 |
| 場 | | | 所 | 生涯学習センター(クリエイトホール)11 階 第7学習室 |
| 出 | 委 | | 員 | 小林勉委員、山本薫子委員、井出勲委員、岡崎理香委員、田中泰慶委員 |
| 席 | 説 | 明 | 者 | |
| 者氏 | 事 | 務 | 局 | 渡邉和樹(広聴課長)、宮野努(広聴課主査)、実森将人(広聴課主任) |
| 名 | そ 市側 | の 削出席 | 他 | 古川由美子(総合経営部長)、小俣英一(子ども家庭部青少年若者課長) |
| 欠 | 席者 | 氏 | 名 | 繁野遥香委員、星原徳之委員、山田真実委員 |
| | | | | 1. 諮問事項に関する答申(案)について |
| 議 | | | 題 | (1)第7回審議会の論点整理 |
| | | | | (2) 答申(案)の確認 |
| 公開 | 間・非4 | 公開の |)別 | 公開 |
| 非 | 公 開 | 理 | 由 | |
| 傍 | 聴 人 | 0) | 数 | 1名 |
| | | | | 資料8-1:第7回八王子市市民参加推進審議会(第7期)会議録 |
| 配 | 付 資 | 料 | 名 | 資料8-2:第7回八王子市市民参加推進審議会まとめ |
| | | | | 資料8-3:八王子市市民参加推進審議会(第7期)答申(案) |
| 議 | 事 | 内 | 容 | 次ページ以降のとおり |

【議事内容】

開会

小林会長

- ・第8回市民参加推進審議会を開催する。
- ・本日は半数以上の出席があるため会議は成立する。
- ・傍聴を希望される方はいるか。

(事務局確認、傍聴者1名。小林会長、傍聴を許可。傍聴者入室。)

小林会長・では「諮問事項に関する答申(案)の確認」の議論に入る。

- 1. 諮問事項「諮問事項に関する答申(案)の確認」の議論
- (1) 第7回審議会の論点整理

小林会長

・資料8-2をご覧ください。

第7回審議会では、未来デザイン室とまちなみ景観課から市民参加の実施状況について説明を受け、ヒアリングを実施した。その内容についてまとめたものである。

(2)配付資料を基に議論

小林会長

- ・答申(案)について皆様からご意見を伺う。
- ・答申(案)は、「Ⅰ はじめに」「Ⅱ 市民参加条例の運用状況の検証について」「Ⅲ 若い世代の市民参加の推進について」「Ⅳ おわりに」で構成している。
- ・「Ⅱ 市民参加条例の運用状況の検証について」には、市民参加条例の運用状況、市民参加事業実態調査から見た市民参加の現状と課題、所管へのヒアリングから見た市民参加の現状と課題、市民参加条例のより効果的な運用について審議内容をまとめた。
- ・「Ⅲ 若い世代の市民参加の推進について」では、市民参加の現状について考察し、 就労・子育て世代の市民参加に向けた具体的検討対象を整理し、参加予備群からの 参加を促すことについて考察したことをまとめた。

岡崎委員

- ・本審議会で話し合われた内容が簡潔にまとめられている。
- ・16 頁、「(2)委員の体験事例に基づいた考察」、「イ 人とのつながりと発展的展開」で「はちおうじ志民塾」が取り上げられている。これに加え、「地域デビューパーティー802(はちおうじ)」も地域参加や市民参加のきっかけをつくるイベントであるので追記をお願いする。

田中委員

・これまでの審議内容がよくまとまっている。

井出委員

・いろいろなことを発言したが丁寧にまとめられている。

山本副会長

・内容について異論はない。

小林会長

・資料8-3「答申(案)」については、オーソライズされた。本日ご欠席の委員からは特にご意見はいただいていない。後刻、ご意見をいただいた場合には会長、副会長にご一任願えるか。

委員

・了承

小林会長

・次に、本審議会に参加したことでの市民参加に関する意識の変化や第8期以降も続いていく八王子市市民参加推進審議会での審議について、ご意見を伺う。

田中委員

・4期にわたり参加し自分自身勉強となった。住民自治の先進市であった三鷹市を視察した際、地域ごとの住民協議会に市の担当職員が配置され、予算も配当されてい

たことは驚きであった。また、令和3年9月からLINEでの情報発信に加え情報の収集機能も加わったことは、これまで審議会で審議したことの実践であり大きな前進と言える。更なる発展を期待する。また、課題としては、市民の参加を促すため、市民参加条例の周知度を高めることである。

井出委員

- ・市民参加条例では、市民参加の方法を6つ規定している。
- ・市民参加が市の実績づくりになっていないかを検証することが大切である。

岡崎委員

- ・市民参加条例の存在は認知していたが、審議会に参加して改めて参加方法が限定列 挙されていることに気づいた。市民が想像するものと、条例が想定する市民参加と は乖離があるかもしれない。市民参加の方法に幅をもたせることも必要になるかも しれない。
- ・「共創」という言葉が流行っており、市民参加についても「共創」「多世代」「つ ながり」がキーワードになってくる。

山本副会長

- ・第5回審議会の資料としてどのような人がどのような状況で参加につながるかを「39歳以下のカテゴリー」の資料で審議した際、審議会で前提としている市民参加の枠組みでは、ボランティアやイベントに参加している実際の市民の活動を市民参加としてすくい切れていないと気づかされた。
- ・コロナ禍の中、インターネット等によるコミュニケーション技術の急速な変化や、 一か所に定住しないライフスタイルをとる人が出てきて住まい方にも変化が生じて いる。市民参加は地域に定住して、愛着を持って、地域に恩返しをしたり、つなが っていくことを前提に考えていたが、今までとは違うライフスタイル、価値観を持 つ人が現れており、これと市民参加をどうつなげていけるか考えさせられた。

岡崎委員

・市民活動支援センターにも最近は、シニア以外に若い人や在宅ワークにより時間に ゆとりが持てたことで時間の有効利用を探る来場者がいる。これは地元愛とは別の 目的になっている。つまり、住んでいる場所と活動したい内容とは必ずしも一致しないのではないだろうか。

小林会長

それでは終了する。

2. その他・事務連絡

小林会長

・ 最後に次第2「その他・事務連絡」について、事務局より説明を願う。

事務局

- ・答申書を市長に提出する日程は、すでにお知らせしているとおり、11月16日(水) の午後4時からです。
- ・後日、改めて出欠確認を含めお知らせしますので、ご参加をお願いします。

小林会長

- ・その他、皆様から何かあるか。特になければ、以上で、本審議会は散会する。
- ・第7期の市民参加推進審議会もこれをもって終了する。2年間にわたりありがとう ございました。

閉会